



## リサーチセンター移転のお知らせ

現在、太田市新田木崎町におきまして、主に異物分析、障害解析等の調査・解析業務を行っています当社リサーチセンターを、平成 28 年 6 月より、本社(高崎市金古町)へ統合することになりました。最新の SEM-EDX、顕微赤外分光装置を導入し、今まで以上の高品位、高品質の解析結果を提供し、また、さらなるサービス、改善を推進してまいります。

これまでリサーチセンターをご愛顧いただきましたお客様にはご不便をお掛けすることとなりますが、今後とも顧客満足度の向上に努めてまいりますので変わらぬご愛顧を賜りますようお願い致します。

## 有害大気汚染物質モニタリング調査

平成 28 年 3 月 31 日に、環境省から平成 26 年度の有害大気汚染物質モニタリング調査結果が発表され、環境基準設定物質は全国の全地点で基準を達成、指針値が設定されている物質は、ニッケル化合物と、ヒ素及びその化合物が数地点で指針値を超過したことが公表されました。

有害大気汚染物質とは、大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。

現在 21 物質が対象物質として指定されており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質に環境基準が設定されています。また、健康リスク低減を図るために指針値が設定されている物質は、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物の合計 9 物質です。

その他、基準等が設定されないまでも、長期的な監視が必要な物質として、アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドの 8 物質が、優先取組み物質として指定されています。

## PCB 特措法の改正、低濃度 PCB 廃棄物無害化処理認定施設について

### 1. PCB 特措法の改正

平成 28 年 3 月 1 日にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)の一部を改正する法律案が閣議決定されました。法律案の概要は以下の通りです。

#### ①PCB 廃棄物処理基本計画の閣議決定

政府一丸となって取り組むため、PCB 廃棄物処理基本計画を閣議決定により定める。

#### ②高濃度 PCB 廃棄物の処理の格付け

保管事業者に計画的処理完了期限より前の処分を義務付け、義務違反に対しては、改善命令ができることとする。命令違反には罰則を科す(使用中の高濃度 PCB 使用製品についても所有事業者が計画的処理完了期限より前に廃棄することを義務付け。電気事業法の電気工作物に該当する高濃度 PCB 使用製品については、同法により措置)。

#### ③報告徴収・立入検査権限の強化

PCB 特措法に基づく届出がなされていない高濃度 PCB 廃棄物等について、都道府県等による事業者への報告徴収や立入検査の権限を強化する。

#### ④高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行

保管事業者が不明等の場合に、都道府県等は高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行を行うことができることとする。

### 2. 低濃度 PCB 廃棄物無害化処理認定施設

PCB 特措法施行令において低濃度 PCB 廃棄物については平成 39 年 3 月 31 日が処理期限と定められています。その期限内処理に向けた処理体制の整備として環境大臣が無害化処理の認定を行っています。平成 28 年 4 月末時点で無害化処理認定事業者は、全国に 31 事業者あり、そのうち、群馬県においては 2 事業者が絶縁油、筐体等の処理を行っています。低濃度 PCB 廃棄物の処理を委託する際には、低濃度 PCB 廃棄物であることを確認するための測定が必要です。当社では絶縁油、廃棄物等の PCB 測定を行っておりますのでお気軽にご相談ください。

## リフラクトリーセラミックファイバー の特定化学物質への追加について

平成 27 年 11 月 1 日に特定化学物質障害予防規則の改正があり、リフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質に追加されました(重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物で、製造または取扱う作業)。それにより、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断等が必要となります(作業主任者の選任に関しては、平成 29 年 10 月 31 日まで猶予、作業環境測定の実施は、平成 28 年 10 月 31 日まで猶予)。

### ①性質・用途

リフラクトリーセラミックファイバーは、アルミナとシリカをほぼ等量に配合・混合して電気炉で熔融させ、これを細流として取り出した後、吹き飛ばして繊維化されます。また、無臭の繊維状の固体であり、平均繊維径は 2~4 $\mu$ m(1000 $^{\circ}$ C以上に加熱された時に、表面の一部が遊離けい酸〔結晶質シリカ〕の一種であるクリストバライトに、徐々に変化します)です。用途は、炉のライニング材・防火壁保護材・高温用ガスケットシール材・タービン・絶縁保護材・伸縮継手への耐熱性充填材・炉の絶縁材・熱遮蔽板などで使用されています。

### ②作業環境測定

6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士による作業環境測定を実施し、評価結果に応じて適切な改善が必要です。測定の記録及び評価の記録は30年間の保存が義務付けられています。

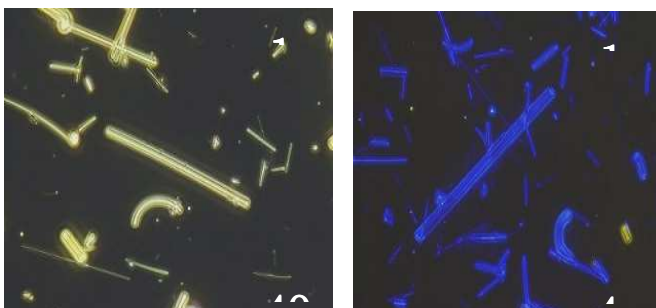
### ③測定・分析方法

試料採取方法は、ろ過捕集方法。

分析方法は、位相差顕微鏡を用いた計数法。

### ④弊社の位相差顕微鏡での分析写真

標準試料 倍率 400 倍



## 橋梁塗膜に有害物質？

建材・吹付材等に使用されていたアスベストや、絶縁油中に含有されていた PCB など、過去にその利便性により使用されていたものの、後に健康被害の懸念や、処分に関する問題点が指摘されるケースが出てきています。

最近では、橋梁の塗膜においても同様の問題が発生しています。現在、全国的に供用年数が 40 年以上になり、補修や建替えの必要性がある橋梁が多数存在しています。補修や建替えの際に除去された塗膜くずの中から、有害物質が検出される事例が各地で報告されています。

現在、指摘されている有害物質は、鉛、六価クロムと PCB になります。鉛に関しては、平成 17 年の鋼道路橋塗装便覧の改訂まで、錆止め剤として使用されていました。また、六価クロムは、防錆効果がある黄色系着色顔料として使用されていました。PCB については、主に昭和 40 年代に製造された塩化ゴム系の塗料に、可逆剤として使用された他、非意図的にその他の塗料の製造時に混入していた可能性が指摘されています。

これらの有害物質について、以下の二つの観点からの評価が必要になります。一つは労働安全衛生上の問題で、厚生労働省が平成 26 年 5 月に各都道府県労働局長あてに、「鉛等有害物含有塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」という通知を出し、塗替塗装時の作業員への有害物曝露防止対策と周辺環境への配慮を要望しています。

もう一つは、塗膜の処理上の問題ですが、廃棄物処理法や PCB 特措法等の法令を遵守して、試験結果に応じた適切な処理を行わなければならない点です。

当社でも塗膜分析を実施しておりますが、平成 28 年 4 月現在では、対象となる試験項目や基準値等の取り扱いにつきまして、詳細が検討されている状況です。逐次情報は提供させていただきますので、お問合せの際は、弊社営業課までご連絡下さい。



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

TEL 0276-56-1277 FAX 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)